

特定金属くず買受業の事務取扱いに関する訓令

〔制定 令和 8 . 5 . 29 京都府警察本部訓令第14号〕

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 届出の受理手続（第 2 条―第 6 条）

第 3 章 行政処分等（第 7 条―第 9 条）

第 4 章 報告徴収及び立入検査（第10条、第11条）

第 5 章 盗難特定金属製物品に関する情報の提供（第12条）

第 6 章 特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知（第13条）

第 7 章 雑則（第14条、第15条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和 8 年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 届出の受理手続

（営業開始届出の受理）

第 2 条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第 3 条第 1 項に規定する特定金属くず買受業（以下単に「特定金属くず買受業」という。）の開始の届出があった場合は、次の事項を確認しなければならない。

- （1）特定金属くず買受業の開始の届出は、法及び規則で定められた手続により行われたものであるか。
- （2）規則第 1 条第 2 項に規定する期日までに特定金属くず買受業の開始の届出がなされているか。
- （3）営業開始届出書及び規則第 1 条第 5 項各号に規定する添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、生活安全企画課長に連絡し、営業開始届出書の受理番号及び届出番号の通知を受け、営業開始届出書に記載し、届出者に、法第 4 条の届出番号等を通知するとともに、特定金属くず買受業届出台帳（別記様式第 1。以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の連絡を受けたときは、特定金属くず買受業届出受理番号簿（別記様式第 2）に必要事項を記載しなければならない。

（営業廃止届出の受理）

第 3 条 署長は、法第 3 条第 2 項に規定する特定金属くず買受業の廃止の届出があった場合は、次の事項を確認しなければならない。

- （1）特定金属くず買受業の廃止の届出は、法及び規則で定められた手続により行われた

ものであるか。

(2) 規則第2条第2項に規定する期間内に特定金属くず買受業の廃止の届出がなされているか。

(3) 営業廃止届出書は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、生活安全企画課長に連絡し、営業廃止届出書の受理番号の通知を受け、営業廃止届出書に記載するとともに、台帳を整理しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前項の連絡を受けたときは、第2条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(届出事項の変更届出の受理)

第4条 署長は、法第3条第2項に規定する届出事項の変更の届出があった場合は、次の事項を確認しなければならない。

(1) 届出事項の変更の届出は、法及び規則で定められた手続により行われたものであるか。

(2) 規則第2条第2項に規定する期間内に届出事項の変更の届出がなされているか。

(3) 届出事項変更届出書及び規則第2条第3項に規定する添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、第3条第2項の規定に準じて処理しなければならない。

3 生活安全企画課長は、署長から届出事項の変更の届出を受理した旨の連絡を受けたときは、第2条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

(電子情報処理組織による届出)

第5条 電子情報処理組織による第2条から第4条までの届出が行われた場合は、届出者が登録を行った電磁的記録を紙で出力することとし、当該出力用紙を届出書とみなすものとする。

(同時届出の処理)

第6条 署長は、第2条から第4条までの届出を受けた場合において、当該届出が規則第1条第3項又は第2条第4項の規定による2以上の営業所についての同時届出であるときは、第2条第1項、第3条第1項又は第4条第1項の規定により処理するとともに、生活安全企画課長に連絡し、受理した全ての届出に係る届出書の受理番号及び届出番号の通知を受け、各届出書に記載しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前項の連絡を受けたときは、第2条第3項の規定に準じて処理しなければならない。

3 署長は、第1項の届出を受理したときは、管轄する営業所に係る台帳を整理するとともに、同時届出に係る営業所の所在地を管轄する署長に対して、当該同時届出に係る届出書を送付しなければならない。

4 前項の規定による同時届出等に係る書類の送付を受けた署長は、台帳を作成し、又は整理しなければならない。

第3章 行政処分等

(行政処分の上申)

第7条 署長は、次の各号に掲げる処分を必要と認めるときは、特定金属くず買受業を営む者に対する行政処分上申書（別記様式第3）により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、警察本部長に上申（生活安全企画課長経由）しなければならない。

（1）法第11条の規定による特定金属くず買受業を営む者に対する指示

（2）法第12条の規定による特定金属くず買受業を営む者に対する当該特定金属くず買受業の全部又は一部の停止

（処分通知）

第8条 生活安全企画課長は、前条第1号の指示の決定をしたときは、指示書（別記様式第4）を作成し、被処分者の営業所の所在地を管轄する署長（以下「処分管轄署長」という。）に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前条第2号の特定金属くず買受業の停止の決定があったときは、営業停止命令書（別記様式第5）を作成し、処分管轄署長に送付しなければならない。

（指示書等の交付）

第9条 処分管轄署長は、前条第1項の指示書又は同条第2項の営業停止命令書（以下「指示書等」という。）の送付を受けたときは、当該営業者の台帳に処分内容等を朱書するとともに、速やかに、被処分者に行政処分の決定があったことを通知して、指示書等を交付しなければならない。この場合において、処分管轄署長は、被処分者から受領書（別記様式第6）を徴しなければならない。

第4章 報告徴収及び立入検査

（報告又は資料の提出）

第10条 生活安全企画課長又は署長は、法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告等要求書（別記様式第7）を交付してこれを行うものとし、その交付に当たっては、被交付者から受領書を徴しなければならない。

2 署長は、前項の措置をしたときは、生活安全企画課長に報告しなければならない。

3 署長は、報告等要求書により報告又は資料の提出を求めたにもかかわらず名あて人が求めに応じないときは、速やかに生活安全企画課長に報告するものとする。

（立入検査の実施）

第11条 立入検査は、法の施行のために必要があると認められる場合に実施するものとする。

2 警察職員は、立入検査を実施したときは、速やかに、その結果を所属長に報告しなければならない。

第5章 盗難特定金属製物品に関する情報の提供

第12条 生活安全企画課長は、法第3条第1項の規定による届出をした者に対し、法第14条に規定する盗難特定金属製物品に関する情報を提供するよう努めなければならない。

この場合において、提供する情報は、捜査第三課長が取りまとめて、生活安全企画課長に提供するものとする。

第6章 特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知

第13条 生活安全企画課長又は署長は、太陽光発電設備を設置する者その他の特定金属製

物品につき盗難に遭うおそれ大きい者に対し、法第16条に規定する特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を周知するよう努めなければならない。この場合において、周知する情報は、捜査第三課長が取りまとめて、生活安全企画課長に提供するものとする。

第7章 雑則

(報告)

第14条 署長は、月間に取り扱った届出の件数を取りまとめて、翌月5日までに、特定金属くず買受業関係届出処理報告書（別記様式第8）に当該届出書の写しを添えて、警察本部長に報告（生活安全企画課長経由。以下同じ。）しなければならない。

2 署長は、特定金属くず買受業を営む者又はその従業者による違反行為を認知したときは、速やかに、警察本部長に報告しなければならない。

(台帳の作成等)

第15条 生活安全企画課長は、前条第1項の報告があったときは、当該営業の台帳を作成し、又は整理しなければならない。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

別記

様式第 1（第 2 条－第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 15 条関係）

特定金属くず買受業届出台帳

（表）

			索引	
開始届出年月日	年 月 日	受理警察署	警察署	
営業を開始しようとする年月日	年 月 日			
届 出 番 号	第 号			
(ふりがな) 営 業 所 の 名 称				
営 業 所 の 所 在 地	電話 () -			
営 業 者 〔法人にあつては代表者〕	本（国）籍			
	住 所			
	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
法 人 の 場 合	(ふりがな) 名 称			
	所 在 地	電話 () -		
電子メールアドレス その他の連絡先				
特定金属くずの 保管場所の所在地				

営業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	
行 政 処 分 又 は 司 法 処 分	年	月	日	内 容	処 分 結 果
備 考					

様式第 2 (第 2 条関係)

特定金属くず買受業届出受理番号簿

[illegible]

様式第 3 （第 7 条関係）

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長) 年 月 末日 廃棄 第 号 年 月 日 京都府 警察署長 印			
特定金属くず買受業を営む者に対する行政処分上申書			
被 処 分 者	営業者	氏 名 又 は 名 称	
		住 所	
		法人の場合 代表者氏名	
	処分に 係 る 営業所	名 称	
		所 在 地	
処分を必要とする事案の具体的内容			

必要な処分の区分	
適用法条	
司法処分との関係	
行政処分の有無	
情状及び処分上の意見	
参考事項	

様式第 4 （第 8 条関係）

京都府公安委員会達第 号		
指 示 書		
年 月 日		
住所		
殿		
京都府公安委員会 印		
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）第 11 条の規定により、下記のとおり指示する。		
記		
指示に係る 営 業 所	名 称	
	所在地	
指 示 の 理 由		
指 示 の 内 容		
（教示） 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

様式第 5 （第 8 条関係）

京都府公安委員会達第 号	
営 業 停 止 命 令 書	
年 月 日	
住所	
殿	
京都府公安委員会 印	
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）第 12 条の規定により、下記のとおり特定金属くず買受業の停止を命じる。	
記	
当該処分の対象 となる 営 業 所	
停 止 の 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
理 由	
（教示） 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の

営業停止命令書

指示書 を確かに受け取りました。

報告等要求書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

報 告 等 要 求 書 第 年 月 日 号 住所 殿 京都府公安委員会 印 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第75号）第13条の規定により、下記のとおり報告（資料の提出）を要求する。 記	
要求の内容	
報告・提出 の 期 限	年 月 日まで
(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

		年 月末日廃棄	
京 都 府 警 察 本 部 長 殿		第	号
(生活安全企画課長)		年	月 日
		京都府	警察署長
特定金属くず買受業関係届出処理報告書			
年 月中における、特定金属くず買受業の届出処理件数は、下記のとおりであったから、届出書の写しを添付し報告する。			
記			
届出書の種別		処理件数	
営業開始届出書		件	
営業廃止届出書		件	
届出事項変更届出書		件	
備 考			